

大都市圏の機能の推移

平成22年10月21日

国土交通省 国土計画局

※本資料における「圏域の定義」は以下のとおりとする。

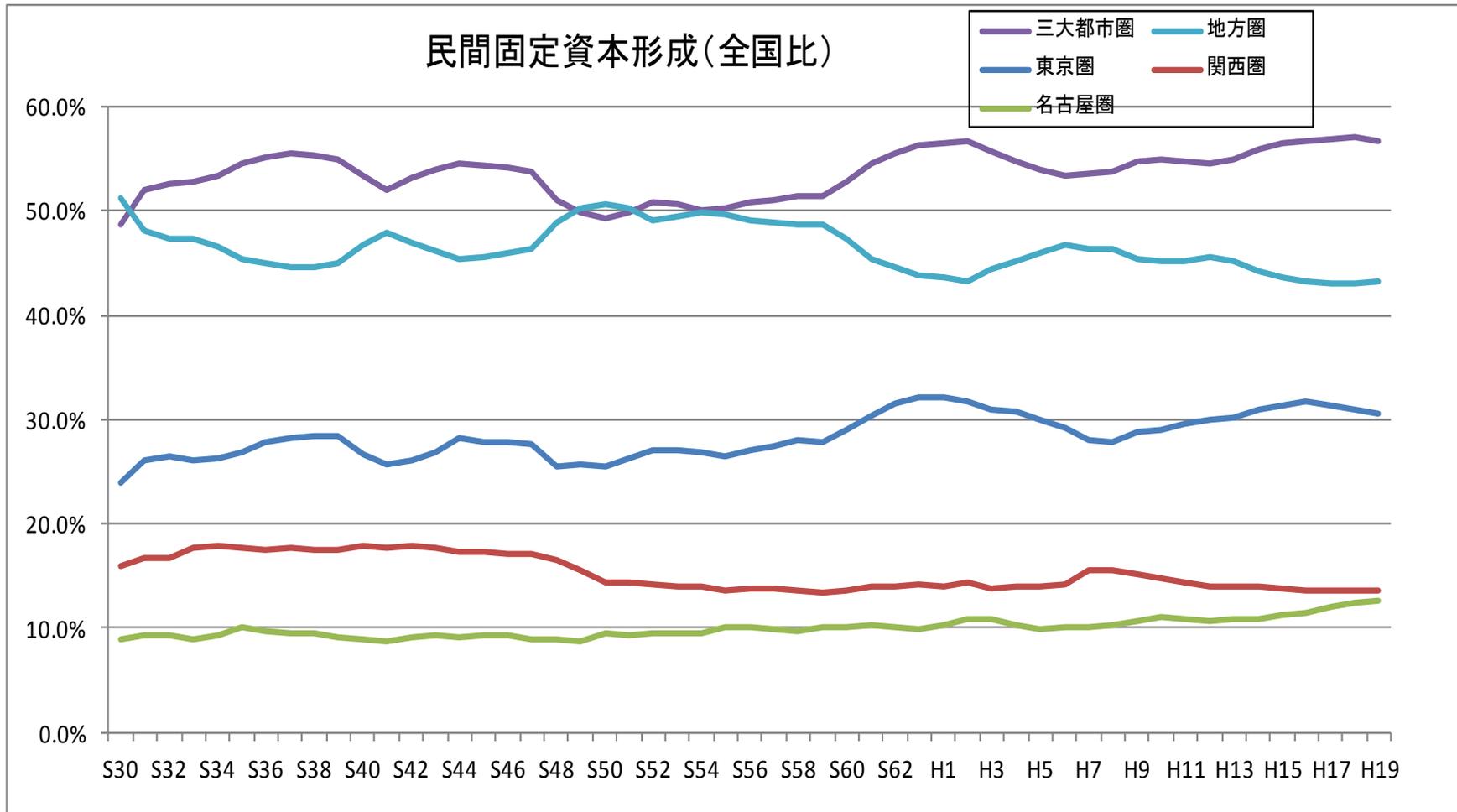
〔圏域の定義〕

東京圏：東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県

関西圏：大阪府・京都府・兵庫県・奈良県

名古屋圏：愛知県・岐阜県・三重県

民間固定資本形成(全国比)



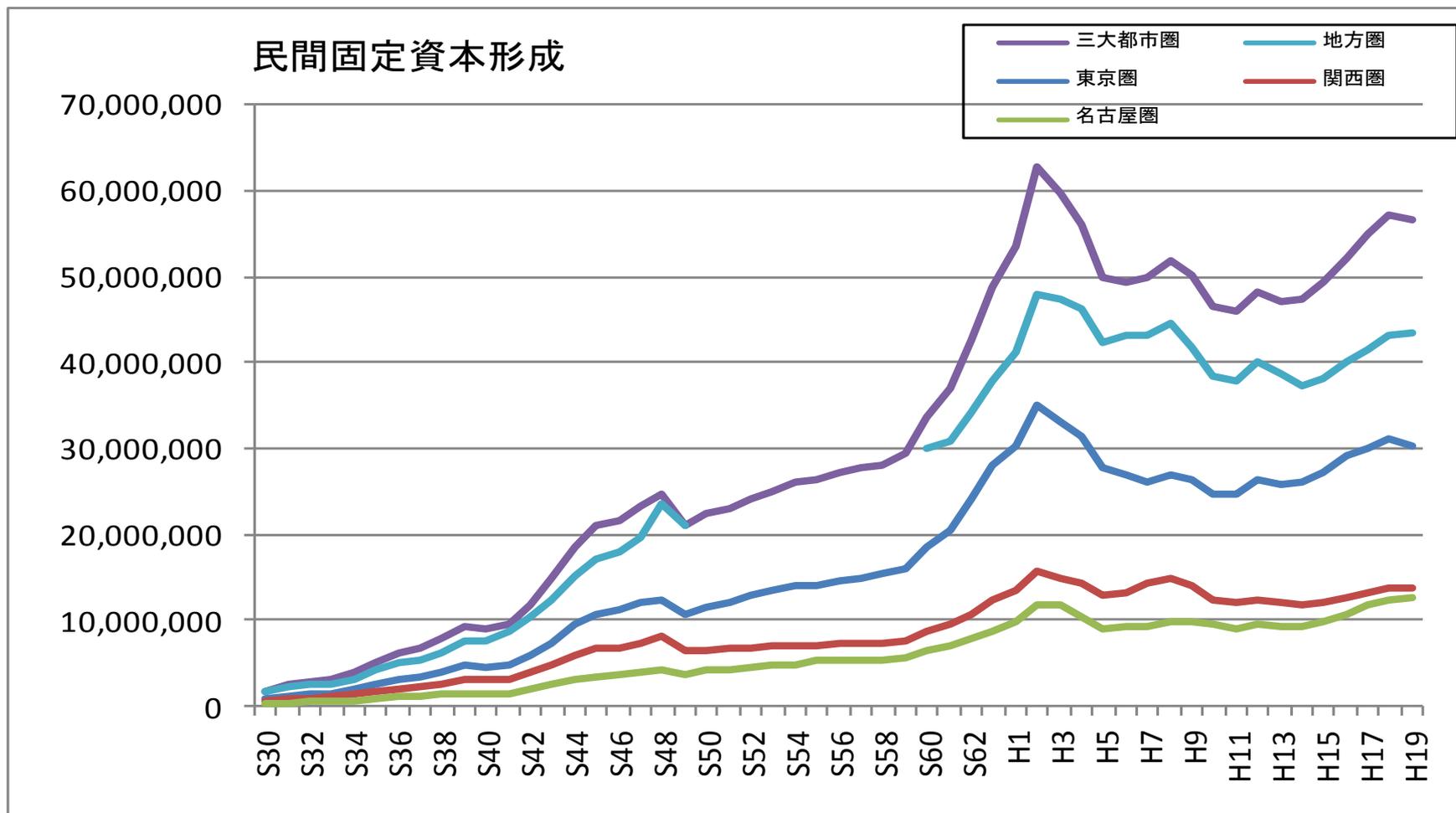
出典:内閣府「県民経済計算」

※固定資本形成とは、「民間法人、公的企業、一般政府等が新規に購入した有形又は無形の資産であり、建物、道路、ダム等の仕掛工事は建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機機械具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される」と定義されている。

民間固定資本形成は、上の定義に基づく民間部門の固定資本形成を表しており、公的部門と民間部門の区分は「所有・支配基準をみたしているかどうか」が判断基準となる。

例えば、「関西国際空港株式会社」、「東京地下鉄株式会社」等は民間固定資本形成、「東日本高速道路株式会社」等は公的固定資本形成、「都市再生機構」等の一部の独立行政法人等は公的固定資本形成及び行政投資実績の対象となっている。

民間固定資本形成(実数) ※実質ベース

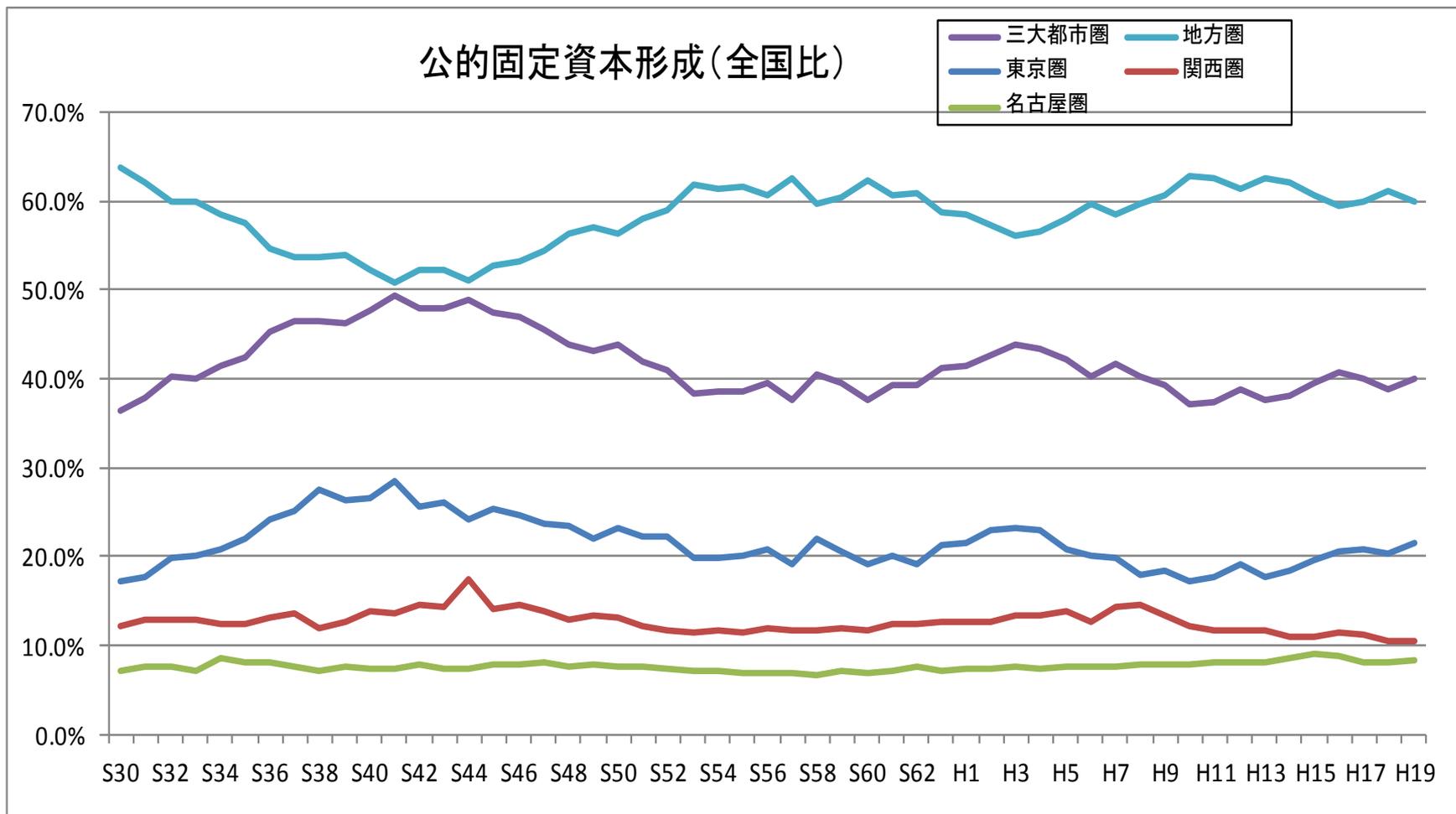


出典:内閣府「県民経済計算」。実数については、昭和30年から昭和49年までは「昭和55年基準改定国民経済計算(68SNA)」、昭和50年から平成元年までは「平成2年基準改定国民経済計算(68SNA)」、平成2年から平成7年までは「平成7年基準改定国民経済計算(93SNA)」、平成8年以降は「平成12年基準改定国民経済計算(93SNA)」に基づく計数である。

※埼玉県(東京圏)の昭和50年、51年について、データが公表されていないため、便宜上、昭和52年のデータにより集計している。

※地方圏について、昭和50年から59年のデータが一部公表されていないため、集計不能となっている。

公的固定資本形成(全国比)



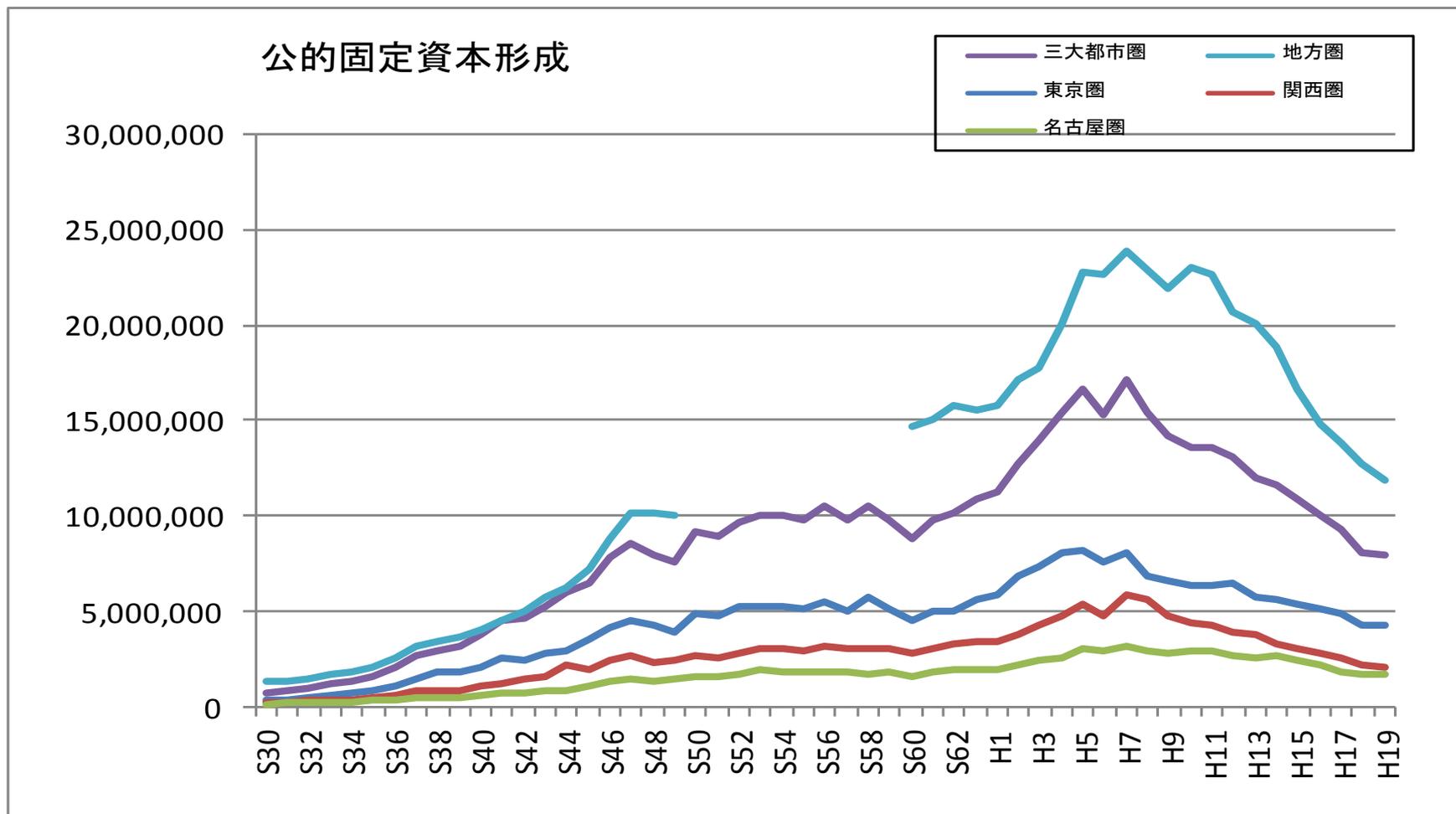
出典:内閣府「県民経済計算」

※固定資本形成とは、「民間法人、公的企業、一般政府等が新規に購入した有形又は無形の資産であり、建物、道路、ダム等の仕掛工事は建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機機械具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される」と定義されている。

公的固定資本形成は、上の定義に基づく公的部門の固定資本形成を表しており、公的部門と民間部門の区分は「所有・支配基準をみたしているかどうか」が判断基準となる。

例えば「関西国際空港株式会社」、「東京地下鉄株式会社」は民間固定資本形成、「東日本高速道路株式会社」は公的固定資本形成、「都市再生機構」は公的固定資本形成及び行政投資実績の対象となっている。

公的固定資本形成(実数) ※実質ベース

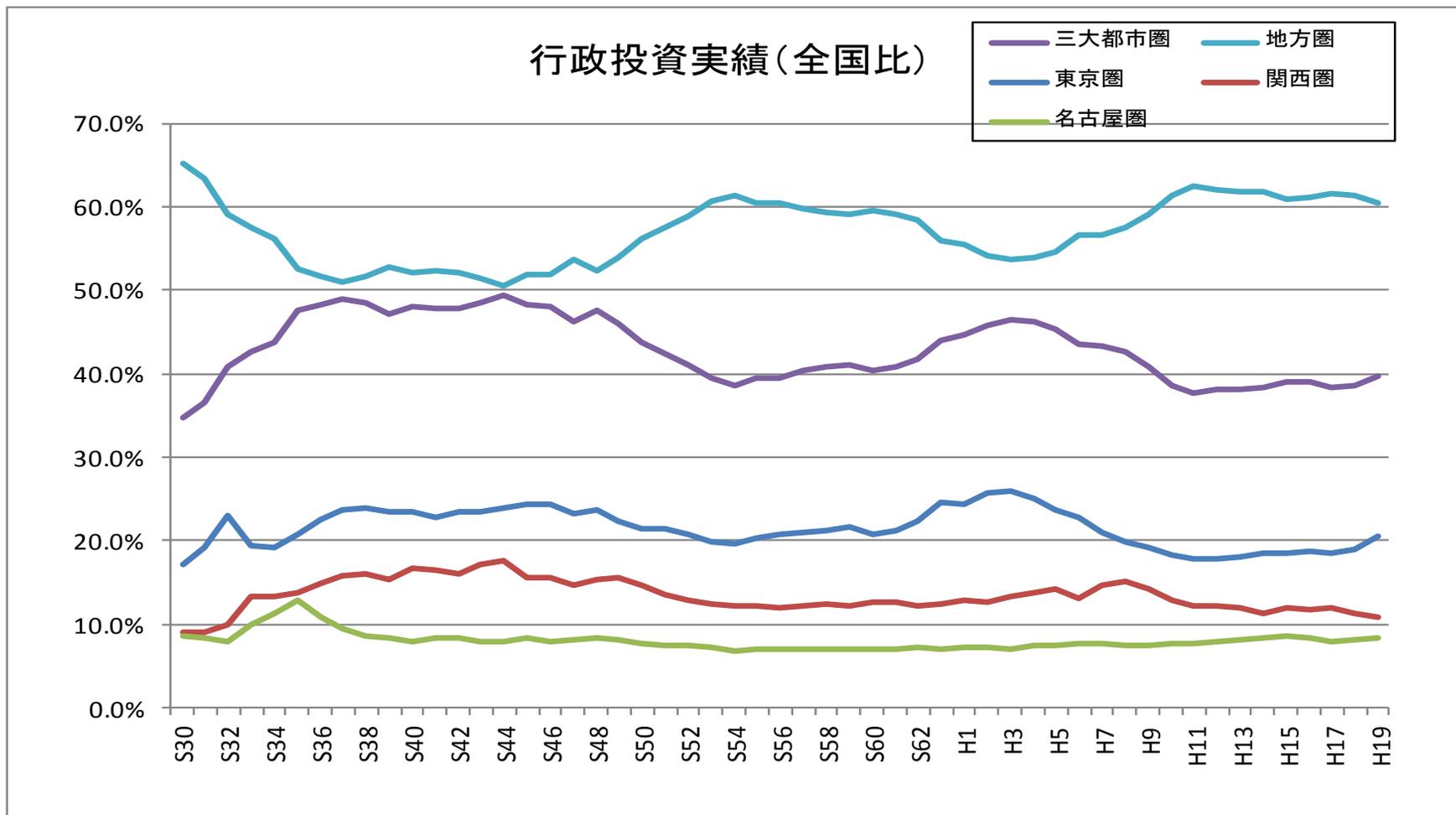


出典：内閣府「県民経済計算」。実数については、昭和30年から昭和49年までは「昭和55年基準改定国民経済計算(68SNA)」、昭和50年から平成元年までは「平成2年基準改定国民経済計算(68SNA)」、平成2年から平成7年までは「平成7年基準改定国民経済計算(93SNA)」、平成8年以降は「平成12年基準改定国民経済計算(93SNA)」に基づく計数である。

※埼玉県(東京圏)の昭和50年、51年について、データが公表されていないため、便宜上、昭和52年のデータにより集計している。

※地方圏について、昭和50年から59年のデータが一部公表されていないため、集計不能となっている。

行政投資実績(全国比)



※ただし昭和30年～32年は国民所得倍増計画の行政投資実績に含まれている市町村事業による投資は含まれていない

出典: 総務省「行政投資実績」

※行政投資実績と公的固定資本形成と比較すると調査事業主体及び投資額算定の範囲に相違がある。

- ・公的固定資本形成には含まれている、いわゆる政府関係機関のうち、特殊法人(公社・公団含む)、認可法人、独立行政法人(緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構を除く)、地方公共団体関係の土地開発公社等を対象外としている。
- ・公的固定資本形成には含まれていない用地費・補償費・維持補修費及び民間への資本的補助金を含んでいる。